小野市耐震改修促進計画

（計画制定平成 21 年 3 月）
改正　平成 24 年 4 月
改正　平成 28 年 4 月
改正　平成 31 年 4 月
改正　令和 3 年 4 月
改正　令和 8 年 4 月

令和８年４月
小野市

目次

1　計画概要 2
①　計画策定の趣旨 2
②　計画期間 2
2　小野市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況 3
①　過去の地震災害 3
②　被害想定 3
③　想定結果 3
3　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標 5
①　住宅耐震化の現況 5
②　住宅耐震化の目標 5
③　多数利用建築物の耐震化の現況 5
④　多数利用建築物の耐震化の目標 6
4　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 6
①　基本的な取り組み方針 6
②　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 6
③　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 10
④　大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策 10
⑤　優先的に耐震化に着手すべき建築物 10
5　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 12
①　各制度の周知徹底 12
②　相談体制の整備 12
③　各自治会等との連携 12
④　関係団体との連携 12
6　建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項 12
耐震改修等の指導・助言の実施 12
7　（参考）用語集 13

1 計画概要

① 計画策定の趣旨

本計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 7 年 7 月 1 日中央防災会議決定）により定められた耐震化率と兵庫県耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改正）を勘案し策定する。

市内の現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

【参考】

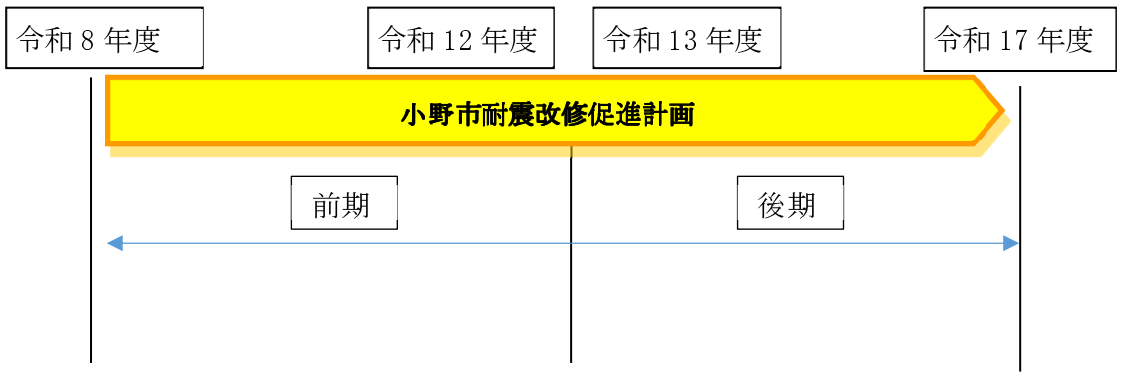
- 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 7 年 7 月 1 日中央防災会議決定）により令和 18 年を目途に耐震性が不十分なものを解消することを目標とする。

- 兵庫県耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改正）に基づく、住宅の目標耐震化率
 →耐震化率が 91.7%である住宅について令和 8 年度から令和 17 年度までの期間に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

- 兵庫県耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改正）に基づく、多数のものが利用する建築物の目標耐震化率
 →耐震化率が 93.4%である多数利用建築物について令和 8 年度から令和 17 年度までの期間に耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消することを目標とする。

② 計画期間

本計画の計画期間は、兵庫県に合わせて、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。



２ 小野市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況
（『小野市地域防災計画　令和８年２月変更』から抜粋）

①　過去の地震災害

兵庫県内が震央となり震度５以上を与えたと推定される地震

番号	発生年月日	規模(M)	震央
○　1	868 年　8 月　3 日	7．0 以上	播磨国地震 姫路、加古川、高砂市接合地点付近
○　2	1864 年　3 月　6 日	6．4	加古川上流杉原谷付近
○　3	1916 年　11 月　26 日	6．1	明石海峡付近
○　4	1925 年　5 月　23 日	6．8	北但馬地震
5	1984 年　5 月　30 日	5．6	安富町南部
◎　6	1995 年　1 月　17 日	7．2	兵庫県南部地震 淡路島北端部海域
7	2013 年　4 月　13 日	6．3	兵庫県淡路市

○は震度６以上の推定、◎は震度７（震度階級は旧階級による）

②　被害想定

被害想定条件（発生時期）

◇季節　　冬
◇時刻　　建物倒壊：５時、火災：１８時

③　想定結果

小野市に影響を及ぼすとされる主な地震と被害想定は次のとおりである。

１．内陸型地震

被害想定 / 活断層（主要）	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者（人）
	全壊	半壊	焼失	死者	負傷者	
山崎断層帯（主部南東部・草谷）	17,013	7,033	10	1,023	448	29,423
山崎断層帯（主部南東部）	15,826	7,161	9	951	440	27,802
山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	5,223	8,372	5	325	1,039	13,447
山崎断層帯（主部北西部）	24	284	1	0	17	220
有馬・高槻断層帯	529	3,507	1	30	252	3,231
六甲・淡路断層帯（淡路島西岸）	107	1,235	1	5	78	1,011
六甲・淡路断層帯（六甲山地南縁・淡路島東岸）	542	3,783	2	30	267	3,444
上町断層	5	15	1	1	1	10
三峠-京都西山断層（京都西山断層帯）	9	141	1	0	8	108
三峠-京都西山断層（三峠断層帯）	5	46	1	0	3	36
大阪湾断層帯	84	1,148	1	3	70	913
御所谷断層帯	31	502	1	1	29	382

２．海溝型地震

被害想定 / 時間帯		建物被害（棟数）						人的被害（人）				避難者（人）
		全壊			半壊			死者		負傷者		
		揺れ	液状	土砂	揺れ	液状	土砂	揺れ（収容物の落下等）	ﾌﾞﾛｯｸ塀の転倒	揺れ（収容物の落下等）	ﾌﾞﾛｯｸ塀の転倒	
南海トラフ	冬 5 時	82	4	1	1,575	133	1	4(0)		274(4)		257
	夏 12 時	82	4	1	1,575	133	1	5(0)		264(1)		259
	冬 18 時	82	4	1	1,575	133	1	5(0)		291(2)	1	259

３．直下型地震

被害想定 / 市町名	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者（人）
	全壊	半壊	焼失	死者	負傷者	
小野市	2,036	7,057	3	123	616	7,918

４．地震想定の概要（最大）

◇震源地　　山崎断層主部南東部・草谷断層
◇規　模　　マグニチュード７．５（市内における最大震度７）

５．被害想定（最大）

◇死　者　数	１，０２３人	◇負 傷 者 数	４４８人
◇全壊建物数	１７，０１３棟	◇半壊建物数	７，０３３棟
◇避 難 者 数	２９，４２３人	◇焼 失 棟 数	１０棟

６．各地震の規模と発生確率

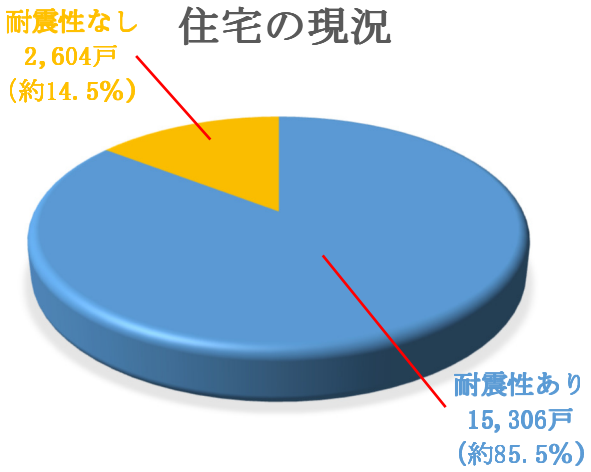
区間		活動時の地震規模（M）	地震発生率				平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
			10 年以内	30 年以内	50 年以内	100 年以内	
山崎断層帯	主部（南東部）	7.3 程度	－	ほぼ 0～0.01%	ほぼ 0.001～0.02%	0.002～0.05%	3,900 年程度 4～6 世紀
	主部（北西部）	7.7 程度	－	0.09～1%	0.2～2%	0.4～4%	約 1,800～2,300 年程度 868 年播磨国地震
	草谷断層	6.7 程度	－	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	6,500 年程度 4～12 世紀
南海トラフ		8～9 クラス	30% 程度	80% 程度	90%程度もしくはそれ以上	－	次回までの基準的な値 88.2 年 79 年前

3　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

①　住宅耐震化の現況

住宅の耐震化は、令和 5 年度時点で約 85.5%となっており、目標達成は困難な状況である。

ア　住宅総数　17,910 戸
イ　耐震性のない住宅数　2,604 戸
ウ　現況（令和 5 年度）耐震化率　約 85.5%
※住宅・土地統計調査（令和 5 年）を基に推計



②　住宅耐震化の目標

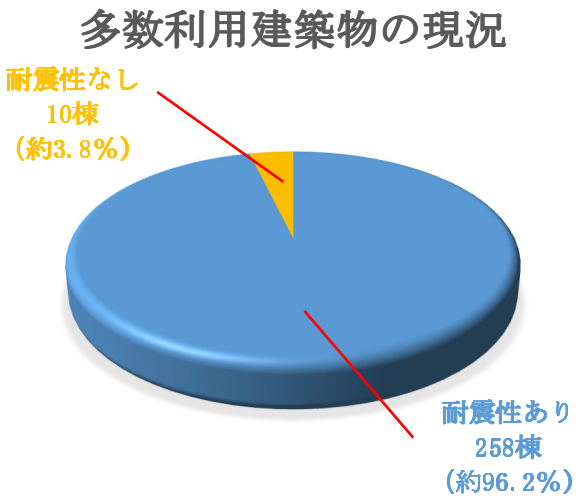
兵庫県耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改正）で、住宅の耐震化の目標を耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとしたため、同様に小野市も耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に設定し、10 年での達成を見込む。

目標：住宅の現況耐震化率約 85.5%を令和 17 年度に「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」とする

③　多数利用建築物の耐震化の現況

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物（「以下多数利用建築物」という。）の耐震化率は、令和 7 年度時点で 96.2%となっており、目標達成は困難な状況である。

ア　多数利用建築物総数　268 棟
イ　耐震性のない多数利用建築物数　10 棟
ウ　現況（令和 7 年度）耐震化率　約 96.2%
※建築確認申請件数等を基に推計



④　多数利用建築物の耐震化の目標

兵庫県耐震改修促進計画（令和８年３月改正）で、多数利用建築物の耐震化の目標を耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消することとしたため、同様に小野市も耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消することを目標に設定し、10年での達成を見込む。

目標：多数利用建築物の現況耐震化率 96.2%を令和 17 年度に「耐震性が不十分な多数利用建築物」をおおむね解消とする

4　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

①　基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、耐震化の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

②　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(ア)　簡易耐震診断推進事業

簡易耐震診断により、旧耐震基準である住宅の安全を確認する。

【事業主体】

小野市

【条件】

・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等の所有者又は管理者
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・枠組壁工法（ツーバイフォー工法等）、丸太組工法及び改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法（プレファブ住宅等）以外の住宅
・共同住宅は、管理組合の議決が必要

【補助】
・診断経費の 10 分の 9
木造住宅の診断経費　31,500 円　　申請者負担金　3,150 円
非木造住宅の診断経費 63,500 円　　申請者負担金　6,350 円

(イ)　住宅耐震改修等促進事業

耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進する。
【事業主体】
小野市

耐震改修計画策定費補助
【条件】
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等の所有者
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・耐震診断の結果、安全性が低いと判断された住宅等
【補助】
・計画策定費用の 3 分の 2
（上限：戸建住宅 20 万円）

耐震改修工事費補助
【事業主体】
小野市
【条件】
・前年の所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等の所有者
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・耐震診断の結果、木造住宅で総合評点 1.0 以上に改修する工事等
・施工する業者が県の「住宅改修業者登録制度又は事業者グループ」に登録されていること。
【補助】
・耐震改修工事費の 5 分の 4
（上限：戸建住宅 115 万円）

簡易型耐震改修工事費補助
【事業主体】
小野市
【条件】
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅を所有されている者
・前年の所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の方
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されている住宅
・耐震診断の結果、安全性が低いと判断された住宅
・耐震診断の結果、木造住宅で総合評点 0.7 以上に改修する工事等
・施工する業者が県の「住宅改修業者登録制度又は事業者グループ」に登録されていること。

【補助】
・簡易型耐震改修工事費の 5 分の 4（上限：戸建住宅 60 万円）

耐震改修工事耐震改修計画・工事パッケージ型補助

【事業主体】
小野市
【条件】
・前年の所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等の所有者
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・耐震診断の結果、木造住宅で総合評点 1.0 以上に改修する工事
・施工する業者が県の「事業者グループ」に登録されていること。
【補助】
・耐震改修工事費の 5 分の 4
（上限：戸建住宅 115 万円）

(ウ)　建替工事費補助

戸建住宅の耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていない戸建住宅を除却し、新たに耐震基準を満たす戸建住宅に建て替える費用の一部を補助する。

【事業主体】
小野市
【条件：対象者】
・前年の所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の方
・市税の滞納のない方
・除却する住宅の所有者又はその２親等以内の親族である方
・新たに建築する住宅を所有する方
・新たに建築する住宅に居住する方
【条件：対象住宅】
（除却する住宅）
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・簡易耐震診断又は耐震診断の結果が「小野市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の別表第１」に定める耐震基準を満たさないもの
・所有者又はその２親等以内の親族である方が居住しているもの
・専用のキッチン・トイレ・出入口及び居室があるもの（新築する住宅）
・建築基準法に適合しているもの
・申請者が所有し居住するもの
【補助】
・住宅の建替え費の 5 分の 4(上限：戸建住宅 115 万円)

(エ)　防災ベッド等設置事業、シェルター型工事費補助

戸建住宅の耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないという診断結果が出た戸建住宅の居住者に対し、防災ベッド又は耐震シェルターを設置する費用の一部を補助する。

【事業主体】

小野市
【条件：対象者】
・対象住宅の居住者
・前年の所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の方
・市税の滞納のない方
【条件：対象住宅】
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・簡易耐震診断又は耐震診断の結果が「小野市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の別表第１」に定める耐震基準を満たさないもの
【補助】
・定額 10 万円（防災ベッド）
・上限 60 万円、高齢者のみ居住する住宅は上限 115 万円（耐震シェルター）

(オ)　屋根軽量化工事費補助

木造戸建住宅の耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないという診断結果が出た住宅の居住者に対し、屋根軽量化工事費の一部を補助する。
【事業主体】
小野市
【条件：対象者】
・前年の所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の方
・市税の滞納のない方
【条件：対象住宅】
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
・建物延べ面積の過半以上が居住に供されているもの
・簡易耐震診断又は耐震診断の結果が「小野市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の別表第 10」に定める耐震基準を満たすもの
・施工する業者が県の「住宅改修業者登録制度又は事業者グループ」に登録されていること。
【補助】
・定額 60 万円

(カ)　支援策の啓発

以下の支援制度について市民に周知する。

A) 住宅改修業者登録制度（兵庫県）

補助を受けた耐震改修工事を施工する事業者に対し、住宅改修業者登録制度への登録を義務付けるとともに、事業者の工事実績等を公開する。

B) 安全・安心リフォームアドバイザー

耐震改修工事等を計画している住宅の所有者等に対して専門家（建築士）をアドバイザーとして派遣し、現地で耐震改修等に関する技術的なアドバイスを行う。

【問い合わせ先】
ひょうご住まいサポートセンター　078-360-2536

C） 住宅等に係る耐震改修促進税制

所得税

個人が平成 18 年 4 月 1 日から期日までの間に自己の居住の用に供する家屋(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限る。）について住宅耐震改修をした場合には、一定の金額をその年分の所得税から控除する。

固定資産税

昭和 57 年 1 月 1 日以前の住宅が対象で、所定期間に、自己負担が 50 万円超（補助金を除く）の耐震改修工事をした場合、その住宅の翌年度分の固定資産税が 2 分の 1 減額する。

D） 高齢者等住宅改造費助成事業（小野市高齢介護課）

補助要件として、旧耐震基準住宅には簡耐震診断実施を義務付ける。

③　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

相談体制の整備

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、相談体制を充実する。

相談内容は、簡易耐震診断事業や住宅耐震改修促進事業等の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。また、建築関係団体と連携して、技術的な相談についても対応できるような体制の整備を推進する。

④　大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

以下の支援制度について市民に周知する。

A） 被災建築物応急危険度判定体制の整備（兵庫県）

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

また、被災した建築物の復旧等の相談に対応するため、兵庫県建築士事務所協会等の建築関係団体における被災度区分判定体制の整備を進める。

B） 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進（兵庫県）

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進する。

⑤　優先的に耐震化に着手すべき建築物

小野市地域防災計画では、「災害時重要路線緊急ルート」として以下のとおり定めている。これらの沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道

路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を優先的に耐震化にすべき建築物とする。

【災害時重要路線緊急ルート】(『小野市地域防災計画　令和８年２月変更』から抜粋)

⑴神戸方面から

(主)神戸加東線→(一)大畑小野線（桃坂一軒家）→市道 116 号線（万勝寺）→市道 108 号線（北丘）→Ｒ175 号→(主)三木宍粟線（浄谷）→小野市役所

⑵神戸・三木方面から

Ｒ175 号→(主)三木宍粟線（浄谷）→小野市役所

⑶加古川方面から

(主)加古川小野線→(主)三木宍粟線（市場）→Ｒ175 号→(主)三木宍粟線（浄谷）→小野市役所

⑷加古川西部方面から

(主)高砂・加古川・加西線→(一)小野志方線（下来住）→(主)小野香寺線（大住橋)→(一)市場多井田線→市道 104 号線→市道 107 号線→(主)三木宍粟線(王子)→小野市役所

⑸加西方面から

(主)三木宍粟線（粟生）→小野市役所

⑹加西北部、滝野方面から

(一)市場多井田線→市道 2127 号線（新大河橋）→(主)加古川小野線（高田）→(主)三木宍粟線（敷地）→小野市役所

⑺社方面から

Ｒ175 号（古川）→(主)三木宍粟線（浄谷）→小野市役所

⑻東条方面から

(主)小野藍本線（吉井）→神戸加東線（大畑）→(一)大畑小野線（桃坂一軒家）→市道 116 号線（万勝寺）→市道 108 号線（北丘）→Ｒ175 号→(主)三木宍粟線（浄谷）→小野市役所

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図り、官民をあげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

① 各制度の周知徹底

建築物の耐震改修等に関する各制度について、小野市ホームページへの制度の掲載、「広報おの」や自治会内回覧等を利用した情報提供を随時行う。合わせて、県と協力して、個別訪問等による直接的な啓発活動も実施する。

② 相談体制の整備

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、担当部局において相談体制を充実する。

相談内容は、簡易耐震診断事業や住宅耐震改修促進事業等の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。また、建築関係団体と連携して、技術的な相談についても対応できるような体制の整備を推進する

③ 各自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、各自治会等の自主防災組織やＮＰＯなどと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

④ 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

6 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導する。

耐震改修等の指導・助言の実施

所管行政庁である県と連携し、多数の者が利用する民間建築物のうち耐震性が確認されていない建築物について、耐震改修促進法第 12 条、第 15 条又は第 16 条に基づき指導・助言する。

特に、住民の生命の安全を確保できるよう戸建住宅の耐震化促進を優先し、指導・助言する。

7 （参考）用語集

●南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000 メートル級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約 770 キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深 6,000 メートル以上に達する海溝と区別される。

●内陸活断層地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震のこと。

●耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

●耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕又は模様替え等を行うこと。

●小野市地域防災計画

災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限に軽減するための計画。

●多数利用建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律法第 14 条第１号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第３条第１項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第 15 条第２項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

【多数利用建築物の用途・規模】
（**用途**）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等
（**規模**）大規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
中規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
小規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数３以上かつ 1,000 ㎡以上

●旧耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は 1981 年（昭和 56 年）の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と

呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

●長周期地震動

揺れの周期が長い（2.3～20 秒）波を多く含む地震動で、ゆっくりとした揺れが非常に長く続く特色がある。超高層建築物の有する固有の振動数と一致すると大きな振動が発生する。

●被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの。

●被災度区分判定

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜及び沈下、構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の要否を判定するもの。